

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成26年8月19日

水産庁

目次

I.	はじめに	1
II.	対象施設	2
III.	計画期間	2
IV.	対象施設の現状と課題	2
1.	点検・診断／修繕・更新等	3
2.	基準類の整備	4
3.	情報基盤の整備と活用	4
4.	個別施設計画の作成	5
5.	新技術の開発・導入	5
6.	予算管理	6
7.	体制の構築	6
8.	法令等の整備	7
V.	中長期的なコストの見通し	7
VI.	必要施策に係る取組の方向性	8
1.	点検・診断／修繕・更新等	8
2.	基準類の整備	9
3.	情報基盤の整備と活用	9
4.	個別施設計画の作成	9
(1)	対象施設	9
(2)	計画策定の推進	10
5.	新技術の開発・導入	10
6.	予算管理	10
7.	体制の構築	11
(1)	技術開発・導入を推進するための体制強化	11
(2)	入札契約制度等の改善	11
(3)	資格制度の活用	11
(4)	市民団体等との連携	11
8.	法令等の整備	11
VII.	フォローアップ計画	12
別紙1	補助金・交付金一覧	13
別紙2	基準・マニュアル等一覧	15
別紙3	工程表	17

I. はじめに

水産庁が所管する漁港をはじめとするインフラは、我が国の水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきた。漁港の主要な施設である外郭施設及び係留施設を例に取れば、昭和 25 年（1950 年）から平成 25 年（2013 年）までの間に整備された施設の延長は 5,000km にも及ぶ。一方、今後はこれらのインフラの老朽化が急速に進行することが予想され、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが懸念される。

これらのインフラの老朽化に対する取組に関しては、水産基本計画（平成 24 年 3 月閣議決定）において総合的かつ計画的に講ずべき施策として位置づけられている。また、漁港漁場整備長期計画（平成 24 年 3 月閣議決定）において、漁港機能の適切な保全に向けて「漁港施設の計画的な補修・改修」を推進することとしている。

一方、政府全体の取組として、平成 25 年 10 月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月にはインフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

今後は、基本計画に基づき、国をはじめ、地方公共団体等の様々なインフラの管理者等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を実現する必要がある。

さらに、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）においては、政府横断的な分野の一つとして「老朽化対策」が設定され、インフラの維持管理・更新等に向けた推進方針が明記された。

これらを踏まえ、水産庁は所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、ここに「水産庁インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、これにより、関係省庁と連携しつつ、インフラの長寿命化に向けた取組を強力に推進する。

本行動計画に基づき、水産庁が所管する各施設の管理者（国が所有する施設にあつては所有者）は、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定するものとする。

II. 対象施設

水産庁が所管するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる次表の施設を対象とする。

表 本行動計画の対象施設

対象施設		対象範囲
漁港施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
	水域施設	航路及び泊地
	輸送施設	道路及び橋
	漁港施設用地	用地護岸及び人工地盤
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
漁場の施設	増殖場	消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防氷堤をいう。以下同じ）及び中間育成施設
	養殖場	消波施設等及び区画施設
漁業集落環境施設	漁業集落排水施設	排水管路施設及び終末処理施設
海岸保全施設		堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

III. 計画期間

平成 26 年度（2014 年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途をつけることとされた平成 32 年度（2020 年度）までを計画期間とする。

IV. 対象施設の現状と課題

水産庁が所管するインフラは、水産業や漁村にとって必要不可欠な産業・生活インフラ、また、国土保全のためのインフラであり、施設として適切な機能を発揮していくため、管理者等が効率的に維持管理・更新等を行っていくことが重要である。今般の厳しい財政状況の中、その機能を発揮していくためには、効果的かつ効率的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減が強く求められる。

一方では、地域のコミュニティ機能の低下等といった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では機能を発揮し続けることが困難な施設もあり、対策の優先順位の設定等計画的な修繕・更新の方針の明確化、新技術等を活用した維持管理・更新等の高度化・効率化、あわせてこうした取組を支援する事業制度や体制の見直し等をいかに進めていくかが課題である。

これまでに整備した施設は、昭和 50 年代前後に建設されたものが多く、建設後の時間経過に伴って、老朽化が進行し、修繕・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、このような傾向は、今後も継続するものと考えられる。

このような状況の下、可能な限り、施設の損傷が進行してしまった後に修繕等を行うこれまでの「事後保全型維持管理」から損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型維持管理」への転換を図っている。「事後保全型維持管理」では、対策工事が大規模になることに伴い、ライフサイクルコストも増大するだけでなく、供用を一定期間停止することで施設の利用に影響を及ぼすことも想定される。一方、「予防保全型維持管理」では、老朽化の進行を事前に予測し、老朽化の初期段階でその要因に応じて最適なタイミングで的確な対策工法を計画・実施することができ、対策工数の回数は増えるものの規模が抑えられ、ライフサイクルコストの縮減が期待される。加えて、工事に伴う供用停止期間の短縮、回避あるいは調整が可能となるなど施設利用への影響を最小限にとどめることもできる。

今後、他事業における取組も参考にしつつ、より一層施設の効率的な点検・診断を行い、適切に機能保全を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

地方公共団体において施設の老朽化に係る点検・診断等が着実に実施されるよう、水産基盤ストックマネジメント事業（水産物供給基盤機能保全事業）の創設や農山漁村地域整備交付金等の拡充を行い、必

要経費のうち一定の割合を支援している（別紙1に補助金・交付金一覧）。

また、老朽化状態を客観的に評価し、老朽化要因の特定や保全対策の必要性を判断するには、一定程度の経験に基づく技術力やノウハウが必要である。水産庁では、点検・診断等を実施する上での基準・マニュアル等の整備・提供、維持管理に係る講習会を通じた技術的知見の普及等に取り組んでいる。

しかしながら、施設の管理者である地方公共団体においては、点検・診断等を行う人材やノウハウの不足、点検・診断の結果により必要と判断された修繕・更新等に係る予算不足等の課題があり、こうした事情を踏まえた維持管理・更新等の対応に取り組まなければならない。

このように限られた人材や予算の中で効果的かつ効率的に行うためには、施設の計画的な修繕・更新の方針の検討が必要である。

また、設計に用いる波高や津波高さの見直しあるいは気候変動に伴う海面上昇などにより、施設の建設時に比べてより高い性能が求められることとなった場合、物理的な損傷がなくても機能を喪失することとなり、その対策を講じる必要がある。

さらに、今後、人口減少など社会経済情勢の変化によっては、低利用の施設が発生することも想定される。

2. 基準類の整備

維持管理・更新等に必要な基準・マニュアル等は、主要な施設に係るものから順次整備・普及を図ってきており、これらに基づき、管理者等によって点検・診断等が実施されている（別紙2に基準・マニュアル等一覧）。しかしながら、水産庁が所管するインフラの大部分は市町村により管理されているという実態を踏まえると、よりわかりやすく実用的な基準・マニュアル等が求められていることや基準・マニュアル等において取り扱われていない施設があることなどの課題がある。

また、技術の開発状況と導入実態を踏まえて、これらの基準・マニュアル等は随時更新していく必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

老朽化が進行している施設の長寿命化とライフサイクルコストの

縮減を図る戦略的な維持管理・更新等を実施するために、修繕・更新履歴や機能診断結果等の情報の蓄積やその活用を推進していく必要がある。

維持管理・更新等に必要な情報は、法令等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。しかしながら、建設年代が古い等の理由により不足しているものが存在している場合もあり、これらの施設について日常点検や定期点検等を実施する中で、必要な情報を効率的に収集・蓄積するとともに、それらを効果的に活用していくことが課題である。

4. 個別施設計画の作成

維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る上では、点検・診断の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、これに基づき計画的に投資していくことが重要である。

従来から個別施設計画に相当する計画として、機能保全計画又は長寿命化計画（以下、「機能保全計画等」という。）の策定を進めてきており、一定の進捗が見られる。一方、機能保全計画等を策定することなく、要修繕箇所の発覚後に事後的に修繕等を実施している施設も存在しているほか、管理者によって、取組の進捗や計画内容にばらつきがみられる。

その背景としては、機能保全計画等の策定の前提となる機能診断や維持管理・更新等に係る情報が不十分であることや機能保全計画等の策定のノウハウが不足していること、計画策定のための予算が確保できないこと等、さまざまな要因が作用しており、各管理者の取組状況に応じたきめ細かな対応が課題である。

5. 新技術の開発・導入

施設の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、関係省庁とも連携しつつ、これらを高度化、効率化していくための新技術の開発・導入が必要である。現在、多くの施設の点検は、目視を基本とした簡易な方法で実施されているが、的確な診断・予測を行うには十分な情報が取得できていない状況にある。そのため、現場担当者が比較的容易に施設の老朽化状態や対策の必要性

の判断が可能となるよう、より実用的な点検・診断手法の開発・導入が課題である。

6. 予算管理

予算の執行に当たっては、限られた予算の中で適切な事業効果の発現が図られるよう、事業の実施・予算管理を適切に行うことが重要である。

戦略的な維持管理・更新等に当たっては、施設の老朽化の程度を客観的に評価し、的確に施設の機能保全対策を選定するとともに、限られた予算の中でいつどのような対策を実施することが最適であるかを判断しなければならない。そのため、将来的な対策の実施時期の推定と対策費用の算定の精度向上が課題である。また、管理者等毎に対策費用を集約した場合に、ある時期に対策が集中し、予算額を上回る年度が発生するなど予算管理上の課題もあり、その対応についても検討が必要である。

7. 体制の構築

インフラの機能を発揮し続けるためには、技術的知見に基づき基準・マニュアル等を整備するとともに、管理者等がそれらを正確に理解し、的確に維持管理・更新等を実行することが不可欠である。また、新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

水産庁が所管するインフラにあっては管理者の大部分が市町村であり、専門的知識を有する技術者を確保し難い状況にある。そのため、専門的技術者による施設の点検・診断等が実施できない場合があることから、現場担当者が的確に点検・診断が行えるような技術的な支援体制の構築が課題である。

また、多数の施設の点検・診断を適切に行うためには、一定の能力を有する民間企業への委託が有効であるが、点検・診断においては結果に応じて追加的な詳細点検等が必要な場合があるなど、契約のもととなる必要経費の算定に限界があるという課題がある。とりわけ小規模な市町村においては、発注に係る人材が不足している状況であり、これらの課題に適切に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくことが重要である。

一方で、これまで漁港漁場整備事業の実施においては、環境との調和への配慮を徹底するため、施工環境管理者の配置を求め、水産工学技士等の資格を有する者の活用を図ってきたところである。これと同様に維持管理・更新等に関しても、必要な知識と技術を有する者を資格により適切に評価し、活用していくことが求められている。

今後、入札契約への活用も含めた資格制度の体系化に取り組み、技術者の育成や維持管理・更新等の体制について、質の向上を図ることも検討していく必要がある。

8. 法令等の整備

水産基本計画において、「漁港の既存ストックの機能を適切に保全しつつ、長寿命化を図り有効活用するため、ライフサイクルコストを考慮した機能保全計画の策定を促進し、それに基づき漁港の補修・改修を推進する」と位置づけるとともに、漁港漁場整備基本方針（平成24年3月公表）において、整備の基本的な方向として、既存ストックの機能保全によるライフサイクルコストの縮減を位置づけ、老朽化対策を推進している。

今後、管理者によらず維持管理・更新等が確実に実施されるためには、本行動計画を管理者に周知するとともに、併せて対策に必要な費用の支援や管理者に対して個別施設計画を策定するよう技術的な指導、助言を行う必要がある。

V. 中長期的なコストの見通し

維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を策定し、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、現時点では、構造諸元や老朽化状態などの実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等によるライフサイクルコストの縮減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

このため、中長期的なコストの見通しについては、今後、各施設管理者等により策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報が蓄積された段階で明らかにする。

VI. 必要施策に係る取組の方向性

「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める（別紙3に工程表）。

1. 点検・診断／修繕・更新等

本行動計画に基づく施設の維持管理・更新等を円滑に推進していくため、管理者に対して各種基準・マニュアル等を示すとともに新しい技術の導入・普及を図り、それを踏まえた戦略的な維持管理・更新等の取組を促進する。

また、修繕・更新の際には、建設当時と比較して潮位、波高、津波高さ等の設計条件が見直されている場合には、新しい設計条件の下、現行設計基準に適合した施設となるよう留意する。

さらに、今後の水産業の動向や人口減少等の社会構造の変化等を踏まえ、施設の集約化や撤去・機能転換等の有効活用などを含めた見直しも必要に応じて行う。

具体的な取組の方向は次のとおりである。

①事業制度による支援

引き続き、補助金及び交付金により、管理者が行う機能診断、機能保全計画等の策定や老朽化対策に対する財政的な支援を行う。

また、総務省から、公共施設の修繕に要する経費や点検・調査等に要する経費が地方債の対象とできることが示されたことを踏まえ、管理者に対して必要な情報提供を行う。

②長期計画における目標設定

漁港漁場整備長期計画においては機能保全計画の策定数を指標とし、また、社会資本整備重点計画（平成24年8月閣議決定）においては海岸堤防等の老朽化調査実施率を指標として成果目標を定めており、計画期間中に目標を実現できるよう技術的・財政的支援を継続する。

③説明会・講習会等による技術的支援

水産庁担当部署において地方公共団体からの技術的な相談に対応するとともに、維持管理・更新等に関する法令制度や的確な点検・修繕方法等に係る説明会や講習会を開催し、技術やノウハウの取得、ストックマネジメントに関する意識醸成に取り組むことにより技術水準の向上を図る。

④基準・マニュアル等の整備・提供

後述する「基準類の整備」に係る取組を推進するほか、管理者等へ周知が図られるよう、③の説明会・講習会等や水産庁ホームページなどにおける情報提供などの取組を推進する。

2. 基準類の整備

維持管理・更新等に係る各種基準・マニュアル等について、引き続き適切に運用するとともに、現在取扱いのない施設について追加するほか、管理者等が行うべき点検の種類、頻度の設定をするなど内容の充実を図る。なお、基準・マニュアル等の整備にあたっては、管理者等の予算や体制等の実情を踏まえた持続可能なものとしていく必要がある。

また、基準・マニュアル等の運用を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、今後も適時・適切な改訂を行う。

3. 情報基盤の整備と活用

維持管理・更新等で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものであることから、その実施に際しては、過去に蓄積されていない施設の諸元、施工条件などの情報や維持管理・更新等の履歴等の情報の積極的な収集・蓄積を図る。

収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定等に活用していく。

国及び地方公共団体は収集した情報を効果的かつ効率的に共有・活用するため、データベースや管理・運営システム等の整備・活用を推進する。

4. 個別施設計画の作成

(1) 対象施設

個別施設計画の策定対象は、「Ⅱ. 対象施設」の表に掲げる施設とする。ただし、以下のア～ウに該当する施設については、各管理者等の主体的な判断に委ねる。なお、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画としては、これまでどおり、機能保全計画等を作成するものとし、これをもって個別施設計画に代えるものとする。

ア 利用者や第三者に被害を及ぼす等の重大な事故につながる可能性がきわめて小さい施設

- イ 施設規模が小さく、老朽化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が限定的な施設
- ウ 主として消耗品で構成されている施設

(2) 計画策定の推進

補助金・交付金による財政的な支援や説明会・講習会の開催、基準・マニュアル等の整備・提供による技術的な支援を行い、管理者等による機能保全計画等の策定を推進する。

5. 新技術の開発・導入

予防保全型維持管理を進めるに際しては、点検・調査や機能診断技術、修繕・更新等の対策技術の導入、具体的には、適切な維持管理・更新等を進めるため、目視等中心の従来点検手法に加え、非破壊試験の新技術の検討を進めるなど、新技術の研究・開発に取り組むとともに、修繕・更新においては新素材の活用など新技術の積極的な導入を推進する必要がある。また、予防保全に不可欠な機能診断・老朽化進行予測等についても、効果的かつ効率的な維持管理・更新等を図る観点から技術開発を推進する必要がある。

このため、既存の技術や他分野の技術について情報収集を行うとともに、水産庁所管インフラの管理者の大部分が市町村であること等を踏まえ、実用的な対策技術の開発を推進する。

また、これらの技術については、施設の置かれている環境条件や地域特性を踏まえて適切に活用していくことが重要であることから、現場での実証を通して有効性の検証を行い、全国で適用可能な技術については、基準・マニュアル等に反映するなど、現場ニーズに基づいた技術の導入を推進する。

更に、新技術を導入している各管理者等における取組の事例を整理、情報提供することで広く普及を図る。

6. 予算管理

厳しい財政状況の下、性能が低下した施設の戦略的な維持管理・更新等を行うことによりライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

具体的には、長期的な視野に基づく予防保全的な考えの下、個別施設のみならず、各管理者等が管理する施設全体の将来必要となる費用

の全体を見通しながら、特定の時期に対策工事が集中する場合には、優先順位を検討し、維持管理・更新等を効率的かつ計画的に実施する。

そのため、収集・蓄積された点検・調査データを活用し、施設の性能を評価・予測することにより、適切な対策工法を選定するとともにライフサイクルコストを適切に算定できる手法の構築に努める。

また、新技術の導入の取組を推進し、対策費用の縮減に努める。

7. 体制の構築

(1) 技術開発・導入を推進するための体制強化

試験研究機関や関係省庁等との連携により、管理者が行う維持管理・更新等に係る取組を支援していく。また、既存の技術や他分野の技術について情報を共有するとともに、新たに開発された技術は、現場で実証・評価し、その有効性を確認した上で積極的に活用する。課題が抽出されれば、技術開発にフィードバックしていく。そのため、国、都道府県、市町村等の広域的な連携・協力を推進するなど連携体制の強化を図る。

(2) 入札契約制度等の改善

現場条件に見合った適切かつ計画的な発注やそれらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

(3) 資格制度の活用

施設の維持管理・更新等を実施する際に必要となる技術力を確保し、質の向上を図るため、点検・診断等に関する民間資格の活用に向けた環境整備を図る。

(4) 市民団体等との連携

維持管理・更新等に関し、現場実態に即した対応を推進するため、施設の状況に関する情報提供などについて、管理者等と漁業関係者や市民団体との連携に努める。

8. 法令等の整備

施設毎の制度を活用しつつ、適切に個別施設計画が策定・実行されるよう、インフラ長寿命化に関する取組の意義・内容に関して通知等

により、周知徹底を図る。

また、情勢の変化等を的確に把握し、インフラ長寿命化に関する各種制度等の見直しを随時実施していく。

VII. フォローアップ計画

本行動計画の取組の内容について、その進捗状況を把握し、進捗が遅れているものについては、その課題を明らかにし、その解決に努める。

(参考)補助金・交付金一覧

施設	事業名	内容	採択要件	事業主体	補助率
漁港施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 (道路及び橋に限る) 漁港施設用地 (護岸及び人工地盤に限る) 漁港浄化施設 漁場の施設 増殖場 (消波施設等及び中間育成施設に限る) 養殖場 (消波施設等及び区画施設に限る)	水産物供給基盤 機能保全事業	①施設の老朽化状況等の機能保全状況を調べる機能診断の実施 ②機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画の策定 ③機能保全計画に基づく保全工事	・次の(ア)～(ウ)の要件を満たす地区 (ア)計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの (イ)第1種又は第2種漁港にあっては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかの要件を満たすもの a. 利用漁船の実隻数が50隻程度以上 b. 登録漁船隻数が50隻程度以上 c. 陸揚金額が1億円程度以上 d. 水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの (ウ)第3種又は第4種漁港であること (エ)漁場施設については、当該漁場を利用して漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が(イ)又は(ウ)に該当するもの	漁港管理者である 都道府県 又は市町村	1/2等

(参考)補助金・交付金一覧

施設	事業名	内容	採択要件	事業主体	補助率
漁業集落環境施設 〔漁業集落排水施設〕	農山漁村地域整備交付金等(漁港漁村環境整備事業)	①機能診断、機能保全計画策定 ②維持管理が適切に行われており、原則供用開始後7年以上経過した施設の改築	①機能診断、機能保全計画策定 ・総事業費3,000万円以下でも実施可能 ②改築 ・老朽化等の事由により損傷又は機能が低下した機械及び設備 ・総事業費3,000万円以上	市町村	1/2等
海岸保全施設	農山漁村地域整備交付金等(海岸保全施設整備事業)	(1)長寿命化計画の策定 ①海岸保全施設の機能診断 ②①の診断を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更 (2)老朽化対策 ①海岸保全施設の老朽化調査 ②①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定 ③②の老朽化対策計画に基づき老朽化対策工事	(1)長寿命化計画の策定 ・平成30年度までに策定又は変更されるもの (2)老朽化対策 ・原則として長寿命化計画に基づき適切に管理されているもの ・老朽化等により機能が確保されていない等、機能の強化又は回復を行う必要があると認められる ・海岸保全基本計画等に基づき事業計画が策定されている地区 ・総事業費が次のとおり (ア) 都道府県が行うもの 5,000万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2,500万円以上 ※東日本大震災の被災地及び市町村(政令市を除く。)で5地区海岸以上を管理している場合は、特例措置がある。	都道府県又は市町村	1/2等

(参考) 基準・マニュアル等一覧(施設毎)

対象施設	基準・マニュアル等
漁港施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
外郭施設	漁港・漁場構造物設計計算例
	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
	機能保全計画策定の手引き(案)
係留施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
	漁港・漁場構造物設計計算例
	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
	機能保全計画策定の手引き(案)
水域施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
輸送施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
	機能保全計画策定の手引き(案)
漁港施設用地	漁港・漁場の施設の設計の手引
	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
	機能保全計画策定の手引き(案)
漁港浄化施設	漁港・漁場の施設の設計の手引

(参考) 基準・マニュアル等一覧(施設毎)

対象施設		基準・マニュアル等
漁場の施設	増殖場	漁港・漁場の施設の設計の手引
		漁港・漁場構造物設計計算例
	養殖場	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
		機能保全計画策定の手引き(案)
漁業集落環境施設	増殖場	漁港・漁場の施設の設計の手引
		漁港・漁場構造物設計計算例
		水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)
		機能保全計画策定の手引き(案)
	漁業集落排水施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
		漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き(案)
		海岸保全施設の技術上の基準を定める省令
		海岸保全施設の技術上の基準・同解説
		漁港海岸事業設計の手引
		漁港海岸保全施設耐震性能設計のガイドライン(案)
海岸保全施設	海岸保全施設維持管理マニュアル	
	漁港海岸保全施設の老朽化調査及び老朽化対策計画策定のための実務版マニュアル	
	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver.2.0)	

水産庁インフラ長寿命化計画（行動計画）工程表

	～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
1. 点検・診断／修繕・更新	○事業制度による支援							
	個別施設計画の策定等に対して水産物供給基盤機能保全事業により支援（漁港施設及び漁場の施設）							
	個別施設計画の策定等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援（漁業集落環境施設）							
	個別施設計画の策定等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援（海岸保全施設）							
	個別施設計画に基づき行う老朽化対策に対して水産物供給基盤機能保全事業や農山漁村地域整備交付金等により支援							
○長期計画における目標設定	漁港漁場整備長期計画・社会資本整備重点計画において指標を設定							
	地方公共団体からの技術的相談への対応、維持管理・更新等に関する法令制度や的確な点検・修繕方法等に係る説明会・講習会の開催							
○説明会・講習会等による技術的支援	説明会・講習会等や水産庁ホームページなどにおける情報提供							
	説明会・講習会等や水産庁ホームページなどにおける情報提供							
○基準・マニュアル等の整備・提供	設計基準等の見直し（内容の充実）							
	技術的知見の収集・蓄積、適時・適切な改訂							
注）設計基準等：「漁港・漁場の施設の設計の手引」「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」「機能保全計画策定の手引き」								
3. 情報基盤の整備と活用	・施設の諸元、施工条件、維持管理・更新等の履歴等の情報の収集・蓄積 ・収集した情報による日常点検の効率化、老朽化進行予測、ライフサイクルコスト算定等への活用							
	データベースや管理・運営システムの整備・活用							
4. 個別施設計画の作成	個別施設計画の策定等に対して水産物供給基盤機能保全事業により支援（漁港施設及び漁場の施設）							
	個別施設計画の策定等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援（漁業集落環境施設）							
	個別施設計画の策定等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援（海岸保全施設）							
	説明会・講習会の開催、基準・マニュアル類の整備・提供による支援							
5. 新技術の開発・導入	・点検手法として非破壊試験の検討など新技術の研究・開発 ・修繕・更新における新素材の活用など新技術の積極的な導入促進 ・機能診断・老朽化進行予測等の技術開発 ・新技術導入の取組の整理、情報提供による普及・促進							

水産庁インフラ長寿命化計画（行動計画）工程表

	～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
6. 予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設全体の将来必要となる費用の見通し、優先順位の検討及び当該検討等に基づく計画的な維持管理・更新等の実施 ・蓄積した点検・調査データの活用による施設性能の評価・予測及び当該評価・予測による適切な対策工法の選定、ライフサイクルコストの算定手法の構築 ・新技術の導入による対策費用の縮減 							
7. 体制の構築								
○技術開発・導入を推進するための体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関等との連携による管理者の取組の支援 ・既存の技術や他分野の技術についての情報共有、有効性の確認と活用、課題のフィードバック ・国・都道府県・市町村等の広域的な連携・協力の推進 							
○入札契約制度等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・工種や施工条件に応じた積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携による発注や発注者支援のための新たな仕組みの活用 等 							
○資格制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理・更新等に係る民間資格の活用の検討 民間資格の活用による維持管理・更新等の技術力向上 適切な発注 							
○市民団体等の連携	施設状況に係る情報提供等漁業関係者や市民団体との連携							
8. 法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化に関する取組の意義・内容について通知等による周知 ・情勢変化の把握と各種制度の見直し 							